

## 大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日 時	平成29年1月6日(金) 午前9時30分～午前10時57分					
②	会 場	大洲市役所 別館3階第1会議室					
③	出席委員						
1	菊地定邦	2	白居 裕	3	尾山満則	4	台越正洋
5	松本 強	6	菊地正夫	7	幸野登吉	8	上田健二
9	矢野正祥	10	山首憲市	11	沖田辰夫	12	石岡猶一
13	宮浦 実	14	矢野吉信	15	松長清雄	16	橋本英司
17	小川 健	18	水本福泉	19	丸井幸造	20	山本多喜男
21	垣見正志	22	西内清信	23	大本昭裕	24	武知 明
25	堀井一男	26	富永眞二	27	坂 幹 幸	28	浅野誠司
29	竹林 均	30	土居 敏				
33	西野洋一	34	吉岡きみ子	35	川本由紀美	36	城本豊子
37	上川千代香						
④	欠席委員	31	永見計夫	32	上田栄一		
⑤	遅刻委員						
⑥	事 務 局	木藤事務局長		是澤次長		沖田専門員(農地)	
		都築専門員(農政)		武田主査(農地)			
⑦	農 林 水 産 課	津田課長		井上課長補佐		松田主事	
⑧	会 議 の 内 容	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について					
		議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について					
		議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について					
		議案第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告に ついて					
		議案第5号 非農地証明について					
		議案第6号 大洲市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に 関する規則の制定について					
		議案第7号 農用地利用集積計画の決定について					
		議案第8号 農業振興地域整備計画の変更について					

事務局（局長）	只今から平成29年第1回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。開会に当たり、宮浦会長からご挨拶をお願いいたします。
会 長	（会長挨拶）
事務局（局長）	只今から議案審議に移らせていただきます。会議規則第3条によりまして、宮浦会長に議事の進行をお願いいたします。
議 長（会長）	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は37名中35名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>本日、31番 永見計夫委員並びに32番 上田栄一委員より欠席の報告を受けております。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。</p> <p>まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員に、26番 富永眞二委員と27番 坂幹幸委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2、書記の指名を行います。</p> <p>本日の会議の書記に事務局の武田主査を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第3、議案審議に入ります。</p>
議 長（会長）	<b>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</b>
事務局 （専門員兼農政係）	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。</p> <p>議案書1ページをご覧ください。</p> <p>1番、平野町野田の土地、畑5筆・計1,329㎡は売買による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後は、露地野菜などの栽培を計画しています。</p> <p>農業は、譲受人本人が年間を通して従事しています。</p> <p>2番、野佐来の土地、畑1筆・175㎡も売買による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後は、露地野菜の栽培を計画しています。</p> <p>農業は、譲受人本人が年間を通して従事しています。</p> <p>以上、2件のご審議をよろしく申し上げます。</p>
議 長（会長）	只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。
5番	<p>1番案件につきまして、12月14日に現地調査を行いましたので、報告をいたします。議案説明資料1ページをご覧ください。</p> <p>この案件は売買によります所有権移転となります。</p> <p>申請地は、JR平野駅の南西に八幡浜方面に向かって約700mの譲受人の自宅付近にある畑5筆になります。</p> <p>譲渡人は、現在、八幡浜市に在住しており、91歳と高齢となったため、農地の処分を検討していたところ、申請地の近くに住む譲受人が規模拡大のため取得したいとのことで今回の申請に至っております。</p> <p>実質的に申請地は、譲受人が管理を頼まれまして耕作をされておられ</p>

	<p>まして、現状は良好でございました。譲受人は、年間を通して農業に従事しており、所有権移転後の管理につきましては、現状を引き継ぎまして野菜を栽培する計画であるとのことですので、不安はないものと考えます。</p> <p>調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないため、特に問題はないものと思われま。</p> <p>ご審議の程よろしく願ひいたします。</p>
議長（会長）	<p>続きまして、2番。</p>
6番	<p>2番案件について、ご説明いたします。議案説明資料2ページをご覧ください。</p> <p>当案件は、譲受人が自宅に隣接する農地を譲渡人から売買により取得しようとするものです。</p> <p>申請地は、元の南久米小学校の西約1kmにある小さな畑になりますが、現在も良好な状態で管理されています。</p> <p>譲受人は、年間を通して農業に従事しており、これまでに耕作管理に関する問題は生じておりませんので、所有権移転後の管理に不安はないものと思われま。</p> <p>その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はなく、第7号関係の「地域調和」につきましても、現状を引き継いで耕作する予定であることから、特に問題はないものと思われま。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議の程よろしく願ひいたします。</p>
議長（会長）	<p>只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。</p>
委員	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議はございませんか。</p>
委員	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定をいたしました。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局 （主査兼農地係）	<p>失礼いたします。</p> <p>議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書2ページ並びに別紙議案説明資料の3ページから18ページを併せてご覧ください。</p> <p>1番、新谷の土地1筆です。</p> <p>申請地は、大洲市内の中心部から北東に約7kmのところま位置し、山</p>

間部の農業用機械の乗入れの困難な農地で、また、申請人も高齢のため、農地としての維持管理が困難となり、他に耕作を希望する者もないことから、杉を植林するものです。

本案件につきましては、昨年10月の第10回定例総会において、農用地区域除外についてご審議いただきました案件で、農振法11条公告がなされています。

除外後の農地区分は、農地の一定規模の集団性や公共施設等も近くななく、山間部の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

立地基準及び一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料3ページをご確認いただけたらと思います。

なお、本案件は昨年の第10回定例総会におきまして、地元委員さんにご説明いたしましたとおり、昭和55年頃に杉を植林されており、このことについて始末書を提出されております。

この件につきましては、県へ違反転用事案報告書を提出する予定でおります。

2番、河辺町河都の土地7筆です。

申請地は、大洲市内の中心部から東に約20kmのところに位置した山間部の農地で、農地としての維持管理が困難であるため、杉・ヒノキを植林するものです。

農地区分につきましては、付近には公共施設等がなく、また、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。立地基準及び一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料8ページをご確認ください。なお、申請地には、平成元年頃から平成10年頃にかけて杉、ヒノキを植林されており、このことについて始末書を提出されております。この件につきましては、県へ違反転用事案報告書を提出する予定でおります。

以上、2件です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

15番

1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

説明資料の3ページから7ページをご覧頂きたいと思います。

本件につきましては、昨年10月の第10回定例総会「議案第78号農業振興地域整備計画の変更について」におきまして、農地転用を前提とした農用地区域の除外を審議した案件でございます。

調査の結果、農用地区域除外分における立地基準につきましては、第10回定例総会でご説明いたしましたとおり、その時の状況と変わっておりませんので調査報告書記載のとおりであり問題ないものと考えております。

次に、一般基準の転用の確実性につきましては、先程、事務局から説明がありましたように、違反転用しており、本人も始末書を提出し大変反省をされております。

また、周辺農地等への影響につきましては、申請地の周囲は山林で囲まれておりますし、各項目につきましても適当と思われることから、問題ないと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当として追認許可は止むを得ないものであると考えます。ご審議の



ます。

農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくなく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性と、一般基準を中心に審議をお願いいたします。

3番、徳森字小鳥越の土地、753㎡の案件は、当社の事業を営む上で必要な面積が確保でき、工事現場へも大洲道路が利用できるなど立地条件等の適地であることから、事務所等を整備し事業の本拠とするため、申請地を賃貸借しようとするものでございます。

農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくなく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性と、一般基準を中心に審議をお願いいたします。

なお、すでに事務所や資材置き場として利用されていることから、始末書が提出されております。

4番、平野町平地の土地、122㎡の案件は、現在居住している建物の老朽化が激しいことから、自己住宅を建築するため、申請地を母より使用貸借しようとするものでございます。

農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくなく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性と、一般基準を中心に審議をお願いいたします。

5番、平野町野田の土地、492㎡の案件は、現在、借家に居住しているが、子供も成長し手狭で何かと不便なことから、新たに自己住宅を建築するため、申請地を売買により取得しようとするものでございます。

農地区分は、おおむね300m以内にJR平野駅が存する区域内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。したがって、立地基準には適合しており、一般基準について審議をお願いいたします。

6番、菅田町菅田の土地、2筆、546㎡の案件は、現在、アパートで生活しているが、部屋が手狭になったこと、高齢の両親と同居することから、自己住宅を建築するため、申請地を売買により取得しようとするものでございます。

農地区分は、おおむね300m以内に自動車専用道路の出入口が存する区域内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。したがって、立地基準には適合しており、一般基準について審議をお願いいたします。

7番、白滝の土地、64㎡の案件は、現在、自宅に駐車場がないことから、露天駐車場として利用するため、申請地を売買により取得しようとするものでございます。

農地区分は、おおむね300m以内にJR白滝駅が存する区域内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。したがって、立地基準には適合しており、一般基準について審議をお願いいたします。

8番、肱川町名荷谷の土地、2筆、2,005㎡の案件は、譲渡人は、高齢のうえ農作業中の事故の後遺症で農作業が困難なことから、譲受人が山林として隣接地と一体管理するため、申請地を贈与により取得しようとするものでございます。

農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくなく、

生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性と、一般基準を中心に審議をお願いいたします。

なお、本案件は、昨年第11回定例総会において農振地域からの除外案件としてご審議いただいたものが含まれております。また、すでに植林がなされていることから、始末書が提出されております。

9番、河辺町植松の土地、2筆、552㎡の案件は、譲渡人は、高齢で農作業が困難なことから、譲受人が山林として隣接地と一体管理するため、贈与により取得しようとするものでございます。

農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性と、一般基準を中心に審議をお願いいたします。

なお、本案件は、昨年第10回定例総会において農振地域からの除外案件としてご審議いただいたものでございます。また、すでに植林がなされていることから、始末書が提出されております。

以上、9件でございます。ご審議の程お願いいたします。

議長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

3番

それでは、1番案件の調査結果を報告いたします。

議案説明資料の19ページから24ページを参考にしてください。

申請地は、20・21ページの位置図のとおり、市立図書館から北に約310mの東若宮にある農地です。

まず立地基準ですが、事務局説明のとおり、第3種農地ですので、問題ないと思われま

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金及び金融機関からの融資にて着工したいとのことで、問題ないものと思われま

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、南と北側に農地が残りますが、同意を得ておられるとのことで、特に問題ないものと思われま

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

議長(会長)

続きまして、2番並びに3番。

4番

それでは、2番案件の調査結果を報告いたします。

議案説明資料の25ページから30ページを参考にしてください。

申請地は、27ページの位置図のとおり、大洲記念病院前の交差点から東に約100mの野田地区にある農地です。

まず立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、問題ないものと思われま

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金及び金融機関からの融資にて着工したいとのことで、問題ないものと思われま

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、周辺には譲渡人の農地しかなく、特に問題ないものと思われま

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。ご審議の程よろしく申し上げます。

続きまして、3番案件の調査結果を報告いたします。

議案説明資料の31ページから38ページを参考にしてください。

申請地は、33ページの位置図のとおり、大洲喜多医師会病院から西に約160mの小鳥越地区にある農地です。

まず立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、問題ないと思われれます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、すでに違反転用しておりますので、確実と言えます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、周辺には南側に譲渡人の農地しかなく、また高低差があることから特に問題ないものと思われれます。

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、始末書を提出し、反省もしているようですので、追認許可は止むを得ないものと考えます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長（会長）

続きまして、4番、5番。

5番

それでは、4番、5番案件について続けてご報告させていただきます。

まず、4番案件でございますが、議案説明資料の39ページから46ページになります。

申請地は、JR平野駅から県道大洲保内線234号線を出石寺方面へ約5km入った本谷地区というところにある農地でございます。

まず立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、問題ないと思われれます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金及び金融機関からの融資にて着工したいとのことですので、問題ないものと思われれます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、本件農地は議案説明資料の43・44ページのとおり道路や宅地に囲まれておりますので、特に問題ないものと思われれます。

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

続きまして、5番案件の調査結果を報告いたします。

議案説明資料の47ページから53ページになります。

申請地は49ページの位置図のとおり、JR平野駅から南に約90mの天下地区に位置する農地です。

まず立地基準ですが、事務局説明のとおり、第3種農地ですので、問題ないと思われれます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金及び金融機関からの融資にて着工したいとのことですので、問題ないものと思われれます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、東側を除き農地がありますが、実質的には、南側の水田を除き既に埋め立てられておりますので、周辺農地の所有者からの同意が得られていることから問題ないものと思われれます。

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長（会長）

続きまして、6番。

8番

6番案件の調査結果を報告いたします。

議案説明資料の54ページから61ページを参考にしてください。

申請地は、56ページの位置図のとおり、大洲道路の富士ICの出入口交差点から北に約70mのところにある農地です。

まず立地基準ですが、事務局説明のとおり、第3種農地ですので、問題ないと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金及び金融機関からの融資にて着工したいとのことですので、問題ないものと思われま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、建築予定の建物は平屋で、また60ページの利用計画図（平面図）のように、周辺農地からは、十分離れて建築される予定であることから、問題ないものと思われま

す。よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

議長（会長）

続きまして、7番。

24番

それでは、7番案件の調査結果を報告いたします。

議案説明資料の62ページから68ページを参考にしてください。

申請地は、64ページの位置図のとおりで、JR白滝駅から北西に約290mの小野地区に位置する農地です。

まず立地基準ですが、事務局説明のとおり、第3種農地ですので問題ないと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて着工したいとのことですので、問題ないものと思われま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、周辺に農地がありませんので、問題ないものと思われま

す。よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

議長（会長）

続きまして、8番。

27番

それでは、8番案件の調査結果を報告いたします。

議案説明資料の69ページから74ページを参考にしてください。

申請地は、正山小学校から北北東に約870mの嘉城地区に位置する農地です。

1筆は、事務局から説明がありましたように、昨年

の第11回定例総会において審議した案件でございます。その際に、農地転用を前提とした調査を実施し、報告しておりますが、その時と状況は全く変わっており、立地基準、一般基準、いずれも調査報告書記載のとおり、問題ないと思われま

す。また、もう1筆についても、同様の状況であり問題ないと思われま

す。よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、始末書を提出し、反省もしているようですので、追認許可は止むを

	<p>得ないものと考えます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議 長 (会長)	<p>続きまして、9番。</p>
30番	<p>それでは、9番案件の調査結果を報告いたします。 議案説明資料の75ページから80ページをご参考にしてください。 申請地は、76・77ページの位置図のとおり、赤ヶ滝下地区に位置する農地です。 本件は、事務局から説明がありましたように、昨年の第10回定例総会において審議した案件でございます。その際に、農地転用を前提とした調査を実施し、報告しておりますが、その時と状況は変わっておらず、立地基準、一般基準、いずれも調査報告書記載のとおり、問題ないと思われまます。 よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、始末書を提出し、反省もしているようですので、追認許可は止むを得ないものと考えます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議 長 (会長)	<p>只今、地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。</p>
委 員	<p>(質疑なし)</p>
議 長 (会長)	<p>特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議はございませんか。</p>
委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長 (会長)	<p>ご異議ないものと認め、報告書については承認することに決定いたしました。 次に、議案第4号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (専門員兼農政係)	<p>議案第4号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人について」をご説明します。 議案書5ページと併せて、議案説明資料81ページをご覧ください。 当議案では、前年度の事業状況報告がありました『農事組合法人グリーンたいき』について、農地所有適格法人の要件具備に関するご審議をお願いするものです。 『農事組合法人グリーンたいき』は、平成18年に設立された麦・大豆といった農産物生産を行っている法人です。 要件の適否を判断する上で確認が必要となる事項を議案書「報告内容」欄の記載順にご説明します。 ①「法人の形態」は、農事組合法人となっております。 ②「事業の種類」は、主たる事業が農業であり、すべてが農業の売上高となっております。 ③「構成員数」は、法人の構成員全員が議案書に記載されている8項目のいずれかに該当しております。 ④「業務執行役員数」は、執行役員すべてが農業常時従事者となっております、年間60日以上農作業に従事していることを確認しております。 以上を確認しましたので、農地所有適格法人の要件を備えているものと思</p>

われます。  
説明は以上です。ご審議をお願いします。

議 長（会長） 只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委 員 （質疑なし）

議 長（会長） 特にご質疑もないようですので、報告書の内容については承認することに、ご異議はありませんか。

委 員 （異議なし）

議 長（会長） ご異議ないものと認め、報告書については承認することに決定いたしました。  
次に、議案第5号「非農地証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局（次長） 失礼いたします。  
議案第5号「非農地証明について」ご説明申し上げます。  
議案書6ページ並びに別紙議案説明資料の82ページから112ページまでを併せてご覧ください。  
1番、柚木字尾阪上の土地、66㎡の案件は、自然潰廃（20年以上耕作放棄）し、復旧が著しく困難ということで申請があったものでございます。  
申し出によりますと、申請地は、申請人が遠隔地で居住しているため亡母が管理していたが、昭和43年頃から耕作放棄しており、自然潰廃して竹が繁茂し、復旧が著しく困難となった。とのことでございます。  
2番、徳森字神南の土地、4筆、2,345㎡の案件は、自然潰廃（20年以上耕作放棄）し、復旧が著しく困難ということで申請があったものでございます。  
申し出によりますと、申請地は、父が管理していたが、病気療養のため長期間耕作放棄しており、自然潰廃して復旧が著しく困難となったとのことでございます。  
3番、菅田町菅田の土地、102㎡の案件は、その他適法な転用ということで申請があったものでございます。  
申し出によりますと、申請地は、長年農地への進入路として使用しており、適法な転用にあたるとのことでございます。  
4番、柴の土地、4,225㎡の案件は、転用（植林に限る：20年以上経過）し、復旧が著しく困難ということで申請があったものでございます。  
申し出によりますと、申請地は、亡父が、平成5年ごろに杉・桧を植林したもので、20年以上経過し農地への復旧が著しく困難となっている。とのことでございます。  
5番、肱川町名荷谷の土地、4筆、5,603㎡の案件は、自然潰廃（20年以上耕作放棄）し、復旧が著しく困難ということで申請があったものでございます。  
申し出によりますと、申請地は、平成6年に転出して以降、20年以上経過しており、自然潰廃して復旧が著しく困難となったとのことでございます。

	<p>以上5件、11筆、12,341㎡でございます。ご審議の程お願いいたします。</p>
議 長 (会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。</p>
1 番	<p>それでは、1番案件の調査結果を報告いたします。 議案説明資料の82ページから85ページをご覧ください。 申請地は、柚木地区です。位置図及び地番地目図をご覧ください。市役所から南東に410mの柚木地区に存する農地です。 申請によりますと、申請地は、所有者が遠隔地に居住しているため、母が管理していたが、昭和43年頃から耕作放棄しており、自然潰廃して復旧が著しく困難となったとの申し出です。 現地調査による樹木の生育状況から、耕作放棄後少なくとも20年以上が経過しているものと推察することができ、また、85ページの写真のように竹が繁茂しており、農地への復旧は、非常に多くの労力が必要であると思われれます。急傾斜地で進入路もないため復旧は著しく困難と認められます。 よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議 長 (会長)	<p>続きまして、2番。</p>
4 番	<p>それでは、2番案件の調査結果を報告いたします。 議案説明資料の86ページから91ページを参考にしてください。 申請地は、87ページの位置図のように、徳森児童センターから南に600から750mの土肥地区に存する農地です。 申請によりますと、申請地は、亡養父が管理していましたが、高齢かつ長期入院もあり耕作放棄し、また現所有者も遠隔地に居住しているため、自然潰廃して復旧が著しく困難となったものでございます。 申請地は、現地調査による樹木等の生育状況から、耕作放棄後少なくとも20年以上が経過していると推察することができます。 農地への復旧は、開墾と同程度の労力が必要であると思われれますが、適当な進入路もないため復旧は著しく困難と認められます。 よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議 長 (会長)	<p>続きまして、3番。</p>
8 番	<p>それでは、3番案件の調査結果を報告いたします。 議案説明資料の92ページから98ページを参考にしてください。 申請地は、先程5条で説明した農地に隣接しており、94ページの位置図のとおり、大洲道路の富士ICの出入口交差点から北に約70mのところにある農地です。 申請によりますと、申請地は先程の5条の農地への進入路として使用しており、適法な転用にあたるとの申し出です。 現地調査を行った結果、申立人や近隣者の話、また国土地理院の航空写真から、少なくとも数年前からは、進入路（農道）として使用されており、適法な転用に当たると思われれます。</p>

	<p>よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議 長（会長）	<p>続きまして、4番。</p>
24番	<p>それでは、4番案件の調査結果を報告いたします。 議案説明資料の99ページから104ページを参考にご覧いただきたいと思っております。</p> <p>申請地は、101・102ページの位置図のとおり、旧柴小学校から南西に約1.9kmの小田原地区にあります。</p> <p>申請によりますと、申請地は、亡父が平成5年頃に杉・桧を植林して20年以上経過しており、復旧は著しく困難との申し出です。</p> <p>申請地は、現地調査による樹木の生育状況から、植林や耕作放棄後、少なくとも20年以上が経過していると推察することができ、また、農地への復旧には、大型機械を使用するなど、開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と認められます。</p> <p>よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議 長（会長）	<p>続きまして、5番。</p>
27番	<p>それでは、5番案件の調査結果を報告いたします。 議案説明資料の105ページから112ページを参考にしてください。</p> <p>申請地は、106・107ページの位置図のとおり、旧正山小学校から東北東に約1.6kmの怒田野尾地区にあります。</p> <p>申請によりますと、申請地は、平成6年に転出して以降20年以上耕作放棄し自然潰廃しており、復旧は著しく困難との申し出です。</p> <p>申請地は、現地調査による樹木の生育状況から耕作放棄後、少なくとも20年以上が経過していると推察することができ、また、農地への復旧には、大型機械を使用するなど、開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と認められます。</p> <p>よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議 長（会長）	<p>只今、地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。</p>
5番	<p>3番案件の、申請理由のその他適法な転用ということで、自分でつけられた進入路かと思いますが、自分でつけられても公衆用道路として認めれば適法となるのですか。</p>
事務局（次長）	<p>そういうことではございません。進入路部分につきまして、分筆をされて、農地への進入路ということで、この部分につきましては、許可不要案件となっております。ですので、ずっと進入路として使用している部分をあえて分筆をされて、その上で非農地ということで申請があれば、非農地として認められるというようなことでございます。</p>
5番	<p>はい、分かりました。</p>

議 長（会長）

他にご質疑はございませんか。

1 番

今の説明に対しまして質問したいのですが、公衆用道路なら農地が外れると言われましたが、道路として使用する場合に、その道路の管理というのは、市なのですか、それとも個人なのですか。

事務局（次長）

公衆用道路というのは、一般的な登記上の地目で、管理上はもちろん個人でされることになると思われます。市の方が市道として認めるためには、公衆用道路であっても、幅の基準であるとか、付帯する設備の基準であるとか、いろいろな認定基準があると思われまして、市道に認定されるから、非農地に該当するというようなことではございませんのでご理解をいただきたいと思います。

1 番

はい、分かりました。

議 長（会長）

他にご質疑はございませんか。

委 員

（質疑なし）

議 長（会長）

特にご質疑もないようですので、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することにご異議ありませんか。

委 員

（異議なし）

議 長（会長）

ご異議ないものと認め、この証明願の土地については、非農地と判断し、証明書を交付することに決定いたしました。

次に、議案第6号「大洲市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則の制定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局（局長）

失礼いたします。

議案第6号「大洲市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則の制定について」ご説明申し上げます。

議案書7ページから12ページ並びに別紙資料2を併せてご覧ください。

資料2につきましては、先日、市の部局の方で大洲市農業委員会の委員選任に関する規則について制定されましたので、総務課の方からいただきました資料でございます。市長さんが任命されますので、市の部局の方で制定しております。

今回は、農業委員会の方で委嘱させて頂く、大洲市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則について上程させていただいております。

趣旨につきまして、第1条は、大洲市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例に基づき、大洲市農業委員会が行う大洲市農委員会農地利用最適化推進委員の選任の手續等について、法令に規定するもののほか、必要な事項を定めるものです。

次に、第2条の推薦及び募集につきまして、推進委員は、農業委員会等に関する法律第17条の規定に基づき、推進委員として選任する方法

ですが、（１）一般推薦（２）団体等からの推薦（３）一般募集となっております。一般推薦につきましては、３名以上の個人の名前で推薦して頂くようになります。団体等からの推薦につきましては、団体名で推薦して頂くようになります。

次に、前項に規定する推薦及び募集は、次の表に掲げる地区及び定数による、とします。推進委員さんは２０名で、条例が可決しております。第１区が２人。第２区が６人。第３区は４人。第４区は４人。第５区は４人となっておりますので、全部で２０名という配分をしております。もし、各地区においてオーバーがあった場合は、その地区により調整して頂くようになろうかと思います。

第３条の推薦及び募集の資格につきましては、（１）市に住所を有する者。ただし、市外に住所を有する者も妨げない。（２）市が設置する他の付属機関の委員でない者又は市が設置する他の付属機関の委員であって兼職が禁止されていない者となりまして、兼務ができない者は、教育委員、公平委員、固定資産評価審議委員となりますのでご理解いただきたいと思います。（３）大洲市の職員でない者となります。

第４条の推薦手続き等につきましては、一般推薦につきましては、農業者等３名以上が連名し、文書をもって推薦するものとしております。団体等からの推薦に当たっては、当該団体・組織の代表者の文書をもって推薦するものとしております。推薦届に記載する事項としましては、氏名、住所、職業、年齢、及び性別、以下記載のとおりとなっております。

第５条の募集手続等につきましては、（１）市の広報等への掲載。今月中旬に農業委員会だよりを発行いたします。農業委員会だよりにも掲載させていただいております。

募集に応募する者は、農業委員会農地利用最適化推進委員応募届に次の事項を記載することとするということですが、これは一般募集ということになります。以下記載のとおりとなっております。

第６条の推薦・募集方法、推薦・募集に応じた者の公表につきましては、推薦・募集の期間、推薦・応募書面の提出方法及び農業委員会等に関する法律施行規則、第１２条に規定する事項を公表した上で、推薦・募集の期間は２８日間とし、市の公式ホームページ、掲示板等に、推薦・募集の期間の中間及び期間終了後遅滞なく公表するものとなっております。３月１日から３月２８日までとさせていただきます。中間公表というのがあります。３月の中旬頃にどのような募集状況であるかということ公表しないといけません。公式ホームページに掲載されるということを入れておいていただきたいと思います。次に、前項の規定による公表事項は、推薦を受けた者及び募集に応じた者の氏名、職業、年齢等となっております。国の方で決められている基準がございますので、協議事項の時に説明させていただきたいと思っています。

第７条の候補者の評価につきましては、定員がオーバーした場合には評価をしていくこととなりますので、オーバーした地区については候補者について評価委員さんにより評価して頂くこととなります。

第９条につきましては、推進委員の補充です。罷免、失職及び辞任により欠損が生じた場合は、この規則に定める手続きに基づき、速やかに推進委員の補充に努めなければなりません。

第１０条の附則につきましては、大洲市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の施行の日から施行するとなっておりますので、平成２９年７月２０日施行日となります。この規則によ

る推進委員の選任に関し必要な行為は、この規則の施行前においても、行うことができます。

議案書10ページからは様式でございます。

様式第1号についてですが、農業委員会農地利用最適化推進委員推薦届（一般）になります。公表されるのは、住所以外は全て公表されますのでご理解いただきたいと思っております。推薦を受ける者につきましては、経歴や、農業経営状況等がありますが、こちらにつきましても、住所以外は全て公表されます。最後に、農業委員会農地利用最適化推進委員候補として上記のとおり推薦を受けることに同意いたしますとありまして、本人の同意書となります。この推薦届を推薦者の代表者の方にご持参していただきたいと思っております。

様式第2号についてですが、農業委員会農地利用最適化推進委員推薦届（団体等）でございます。続いて、様式第3号についてですが、農業委員会農地利用最適化推進委員応募届でございます。

提案理由といたしまして、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い大洲市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則を制定しようとするものであります。

続きまして、資料2をご覧くださいと思います。こちらにつきましては、既に決まっている規則でございます。推進委員と違っているところについてご説明させていただきますが、一般推薦、団体推薦、一般応募については、農地利用最適化推進委員と一緒にございます。ただ、エリア指定というのは、この農業委員さんの分につきましてはありませんので定数は19名ということでございます。

第4条の推薦手続等につきましては、農業者3名以上が連名して推薦するものとしていますが、推進委員さんと全く同じでございます。

次のページの（4）についてですが、推薦を受ける者が認定農業者に該当するか否かの別ということで、ご存じのように農業委員さんは半分以上が認定農業者でないといけないということが法律で定められていますので、認定農業者に該当するか否かの別を区分する欄がございます。

第5条の募集手続等につきましては、農地利用最適化推進委員と同じです。

第6条の推薦・募集の期間、推薦・応募に応じた者の公表等につきましても、農地利用最適化推進委員と同じように一緒に公表させていただきたいと思っております。

第7条の候補者の評価につきましても、農地利用最適化推進委員と同じように評価委員会を設けたいと思っております。

第8条の農業委員の選任についてですが、市長は、評価委員会の意見の報告を受け、候補者を決定の上、当該候補者について、議会の同意を得た上で、農業委員を選任する。

附則により、大洲市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する規則は廃止いたします。

次に、農業委員会委員推薦届（一般）の様式第1号ですが、推薦者につきましては、地区から推薦者をあげて頂くようになります。推薦者を受ける者につきましても、氏名、住所、生年月日等を記入していただき、最後に、同意いたしますということで、署名、押印して頂くようになります。

農業委員会委員推薦届（団体等）の様式第2号についてですが、こちらにつきましては、愛媛県女性農業委員の会からの、団体推薦を予定しております。農協からの団体推薦はないということを確認しております。

で、農協からの団体推薦はございません。

次に、農業委員会委員応募届についてですが、こちらにつきましては、ご自分で立候補される方の応募届となります。一番下のところの欄の委員及び推進委員の両方に応募しているかの別ですが、両方とも応募することが出来ますので、その場合は、「している」に丸をつけて頂くこととなります。

以上で、説明を終わります。

- 議長（会長） 只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。
- 2番 女性委員さんについてですが、推進委員の20名の中に入っていないのですか。
- 事務局（局長） 推進委員につきまして、女性枠はございません。
- 議長（会長） 他にご質疑はありませんか。
- 23番 どちらの届でも選択できると思うのですが、どういう理由から、一般推薦届と団体推薦届があるのですか。
- 事務局（局長） 国からの準則のようなものがありまして、それに応じて、様式を作成いたしました。今までも団体推薦がありましたように、農業団体や、土地改良等からも推薦者があるかもしれないので残されたもので、また、女性農業委員につきのましても、団体から推薦される可能性もありますので、そういったことから団体推薦届があると考えております。
- 23番 農業されていない方でも問題ないということですか。
- 事務局（局長） そうですね。農業委員におきましては、結果的に認定農業者の数が半数を超えていれば問題ありませんので、農家の方でなくてもかまいません。
- 議長（会長） 他にご質疑はありませんか。
- 委員 （質疑なし）
- 議長（会長） 特に、ご質疑もないようですので、説明のあった規則を制定することに、ご異議はありませんか。
- 委員 （異議なし）
- 議長（会長） ご異議ないものと認め、大洲市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則を制定することに決定いたしました。
- 次に、議案第7号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
- 本件につきましては、〇〇委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇委員の退席を求めます。事務局の説明を求めます。

事務局  
(専門員兼農政係)

議案第7号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。  
議案書13ページをご覧ください。

1番、引き続き野菜を栽培するため、賃借権を3年間設定しようとするものです。

2番から4番 引き続き水稻を栽培するため、賃借権を6年間設定しようとするものです。

5番、引き続き水稻を栽培するため、賃借権を10年間設定しようとするものです。

6番、引き続き水稻を栽培するため、賃借権を3年間設定しようとするものです。

7番、引き続き麦・大豆を栽培するため、賃借権を10年間設定しようとするものです。

15頁に移ります。

8番、引き続き水稻・麦を栽培するため、賃借権を2年間設定しようとするものです。

9番、引き続き水稻・麦を栽培するため、賃借権を6年間設定しようとするものです。

16頁に移ります。

10番から12番、引き続き麦・大豆を栽培するため、賃借権を10年間設定しようとするものです。

17頁です。

13番及び14番、新たに農地を借り受けて、水稻を栽培するため、賃借権を10年間設定しようとするものです。

15番から17番、引き続き葉草の栽培をするため、賃借権を6年間設定しようとするものです。

19頁に移ります。

18番、引き続き水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

19番、引き続き葉たばこを栽培するため、賃借権を3年間設定しようとするものです。

20番、新たに農地を借り受け水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

21番及び22番、引き続き水稻を栽培するため、使用賃借権を5年間設定しようとするものです。

23番、新たに農地を借り受け水稻を栽培するため、賃借権を10年間設定しようとするものです。

24番、引き続き水稻を栽培するため、賃借権を3年間設定しようとするものです。

以上、利用権設定は、24件・52筆、合計45,678㎡になります。

続いて、転貸の案件です。

議案書23ページをご覧ください。

先程利用権設定13番及び14番で説明しました農地について、裏作として借受人が役員を務める農事組合法人グリーンたいきに転貸するので、11月から5月の期間において麦を栽培しようとするものです。

以上、転貸利用権設定、1件・4筆、合計3,171㎡です。

利用権設定及び転貸利用権設定、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われます。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 (会長)	只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委 員	(質疑なし)
議 長 (会長)	特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することにご異議はございませんか。
委 員	(異議なし)
議 長 (会長)	ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。 それでは、〇〇委員の入場を許可します。 <b>次に、議案第 8 号「農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</b>
事務局 (次長)	失礼いたします。 議案第 8 号「農業振興地域整備計画の変更について」をご説明申し上げます。 議案書 24 ページ並びに別紙議案説明資料の 113 ページから 125 ページまでを併せてご覧ください。今回は、農用地区域からの除外 2 件でございます。 1 番、平野町野田の土地、1, 197 m <sup>2</sup> の案件は、山間部の農地で、鳥獣被害も著しく、また、申請人も高齢であり、他に耕作を希望する者もないことから、桧を植林し山林として管理するため除外の申出があったもので、他の農地への影響はないものと考えられることから、除外の計画変更をしようとするものでございます。 除外後の農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくことなく、生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性、及び一般基準についてご審議をお願いいたします。 2 番、新谷の土地、2 筆、642 m <sup>2</sup> の案件は、当法人は介護保険法による居宅及び施設サービスを経営しており、介護ニーズに応えるべく施設の増設を計画しているが、現在の事業敷地内にはその余裕がないことから、新たに老人介護施設を建築するため除外の申出があったもので、他の農地への影響はないものと考えられることから、除外の計画変更をしようとするものでございます。 除外後の農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくことなく、生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性、及び一般基準についてご審議をお願いいたします。 以上、2 件、3 筆、1, 839 m <sup>2</sup> でございます。 ご審議の程お願いいたします。
議 長 (会長)	只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんより報告を受けたいと思います。
5 番	1 番案件について、12月20日に現地調査を行いましたのでご報告申し上げます。

	<p>説明資料の113ページから118ページをご覧ください。</p> <p>申請地はJR平野駅から西に八幡浜方面へ約2kmの山間部にある畑でございます。</p> <p>まず、立地基準である「代替性要件」につきましては、今回の除外は植林を目的とされており、問題ないと考えます。</p> <p>次に、一般基準である「転用の確実性」につきましては、申請地は山間部の農地で、現在は柿を栽培されておられますが、鳥獣被害も著しく、また、申請人も高齢で他に耕作を希望する者もないことから、ヒノキを植林し山林として管理をしようとしているため、問題ないと思われま</p> <p>す。</p> <p>また、「周辺農地等への影響」につきましても、近隣農地の所有者からの同意も得ておりますし、既に周囲は山林化しておりますので、各項目につきましても適当と思われることから、問題ないと考えます。</p> <p>よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しておらず、転用許可相当として、農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外については止むを得ないものと思われま</p> <p>す。ご審議の程よろしくお願</p>
議長(会長)	<p>続きまして、2番。</p>
14番	<p>それでは、2番案件の調査結果を報告いたします。昨年12月22日に調査をしました。</p> <p>議案説明資料の119ページから125ページを参考にしてください。</p> <p>申請地は、120・121ページの位置図のとおり、松ヶ花交差点から南に約120mのところにある農地です。</p> <p>まず農地転用の立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、問題ないと思われま</p> <p>す。</p> <p>次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第金融機関からの融資にて着工したいとのことですので、問題ないものと思われま</p> <p>す。</p> <p>また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、近隣の所有者の同意は得られているとのことであり、特に問題ないものと思われま</p> <p>す。</p> <p>よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しておらず、転用許可相当として、農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外は止むを得ないと考えま</p> <p>す。ご審議の程よろしくお願</p>
議長(会長)	<p>只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。</p>
2番	<p>農業振興地域整備計画の変更となっておりますが、極端に言えば、申請すれば宅地でも除外できるのですか。</p>
農林水産課	<p>委員さんご承知の通り、第1種、第2種、第3種という農地の区分がございます。除外につきましても、原則転用を前提といたしております。第3種につきましては、原則許可となっております。第2種につきましては、いろいろな要件がございます。その要件を満たしておれば除外ができるというふうなことでご理解いただければと思います。第1種につきましては、原則、除外できないものとされておりますが、例</p>

外規定といたしまして、例えば、工場のようなもので、一体的に農地を使わないと開発行為ができない、あるいは、面積の上限等もございすが、その現存する面積に相当した、店舗等を一体利用することにより規模の拡大を図るなど、そのような、特別な事由がある場合におきましては除外できるものとされております。

今回の申請に例えますと、現存する介護施設から100m離れた場所では、介護施設としまして、あまり一体的な利用と考えられにくいと、できれば、隣接地というのが一般的な考え方ではないかと思っておりますので、このようなことから代替性を考えますと、今回の申請地につきましては適切であるということと判断いたしております。以上でございます。

2番

ありがとうございました。

議長（会長）

他にご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑がないようですので、原案のとおり認めることにご異議はございませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり認めることに決定をいたしました。

以上で、本日の定例総会に提案しました議案の全ての審議が終了いたしましたので、議事を閉じることにいたします。

\_\_\_\_\_